

外国人技能実習制度における養成講習におけるオンライン形式による開催は、「技能実習制度運用要領」により「更新時講習」のみと定められております。

※更新時講習とは

過去に、同講習を受けた経歴のある方すべて（過去 3 年以上経過している場合も含む）が「更新時講習」の対象者となります。お申込み時に、過去に受講された際に発行された「受講証明書」の提出が必要となります。他社で受講された場合の「受講証明書」であっても、弊社で受講することが可能です。

※ 更新時講習のみオンライン形式で開催できることについて

初めて講習を受ける方は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から非常に重要な事項について、座学及び実務において十分な知見を習得していない段階にあります。技能実習生の保護や支援を十分なものにする見地から、現段階においては、その責務を講師が直接伝えられる環境において、受講中の状況や反応を講師が実地に確認徹底できる環境が重要であるとの考えから、更新時講習のみオンライン形式で開催いたします。